

がんばる企業応援補助金

販路開拓や海外需要の取込など、中小企業の皆様の新たな取組を支援します！

○補助率：2分の1以内

○補助限度額：30万円（千円未満切捨て）

※特定創業者は40万円

妙高市創業支援等事業計画に基づく特定創業支援事業を受けたかたは限度額が異なります

◆補助対象者

- 市内で中小企業を営むかた（法人、個人事業主ともに可）
- 市内で創業するかた（法人、個人事業主ともに可）
- ※個人事業主は、住所地も妙高市内のかた
- ※政治や宗教等、一部の業種を除きます
- 新井商工会議所、妙高市商工会（以下「商工会議所等」）いずれかの会員であるかた（または速やかに会員となるかた）
- 市税を滞納していないかた

◆対象事業（同一年度内の利用は1回まで）

種別	想定される取組内容
1 販路開拓	販促PR、展示会出展、買い物弱者支援 等
2 新規事業展開	新商品開発、品質向上、新サービス提供 等
3 業務の効率化	設備投資、業務改善、IT利活用 等
4 生産性の向上	
5 人材育成及び人材確保	職員研修、職員採用、後継者育成、事業承継 等
6 海外需要の取込	インバウンド対応、外国人の受入環境づくり 等
7 働き方改革の制度化	フレックスタイム制導入、勤怠管理ソフトウェア導入 等
8 創業	創業に伴い必要となる経費
9 IT導入（制度改正対応型）	インボイス制度及び電子帳簿保存制度への対応

R5年度から
加わりました

◆対象経費

- 上記事業に必要な経費のうち、要綱「別表第2」に定めるもの
 - ・見積書、カタログ等の写しを添付
 - ・工事の場合は施工箇所の写真、施工内容の図面を添付（図面作成を伴わない工事の場合はポンチ絵または施工箇所写真に施工計画を記載）
 - ・パンフレット、広告、HP等については、記載案・レイアウト案・規格等を記載
 - ・保有機械の更新は、機能向上や多機能化であっても対象外
 - ・既存営業を行う上で当然必要となる備品は対象外（「創業」を除く）
 - ・定期的に行っている広報（チラシ等）は対象外
 - ・既存施設の改修は、機能向上等でも同一用途で修繕と区別できないものは対象外
 - ・他の補助金を受けている経費は対象外

※詳しくは「妙高市がんばる企業応援補助金交付要綱」をご確認ください。

【受付期間】 令和 6 年 4 月 1 日（月）から
令和 6 年 9 月 30 日（月）まで

※受付順に審査を行い、交付の可否をお知らせします。

※予算額に達した時点で受付を終了する予定です。

※事業完了後、令和7年3月末までに実績報告書を提出することが必要
です。十分ご注意ください。

【受付時間】 平日 9 時～17 時（12 時～13 時を除く）
※郵送による提出も可能

【受付場所】 妙高市役所 2階 観光商工課

【手続きの流れ】

- 1 補助対象事業の着手前に、補助金交付申請書を提出する
※交付決定前に着手した事業は補助金の対象外となります
■補助金交付申請書（別記様式第1号）・事業計画書（その1～3）
※協力機関（商工会議所等）の経営指導員から助言を受けながら書類を作成して
ください
※商工会議所等から、会員の証明を受けてください（商工会議所等の証明記入欄）
■見積書、カタログ等の写し
■法人登記簿の謄本または開業届（商工会議所等の証明がない場合）
■創業計画書等の写し（「創業」の場合）
- 2 市から補助金交付決定が通知される
- 3 補助事業に着手
- 4 補助事業完了後、実績報告書を提出する
■補助金実績報告書（別記様式第3号）
■補助対象事業にかかる契約書等及び領収書の写し
■補助事業の遂行を確認できる前後の写真
■適格請求書発行事業者の登録通知書の写し（「IT導入」インボイスの場合）
- 5 市から補助金額の確定が通知される
- 6 補助金の請求書を提出する
- 7 市から補助金が振り込まれる

【協力機関】

新井商工会議所 電話 0255-72-2425 FAX 0255-73-7525

妙高市商工会 電話 0255-86-2378 FAX 0255-86-4113

【お問合せ・申請書提出先】

〒944-8686 妙高市栄町5番1号

妙高市役所 観光商工課 商工振興グループ

電話 0255-74-0019 FAX 0255-73-8206

ホームページURL：<https://www.city.myoko.niigata.jp/home.html>

E-mail アドレス：kankoshoko@city.myoko.niigata.jp